

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		令和8年度第2回福津市障がい者施策推進協議会
開催日時		令和8年7月30日(木) 10:00～12:00
開催場所		福津市役所 本館2階 庁議室
委員名		(1) 出席委員 中山健、占部幸子、中嶋敏郎、木場しのぶ、 麻生辰廣、上口勝代、勝野憲司、浅井あかね、 小松茂 (2) 欠席委員 津留英智
所管課職員職氏名		健康福祉部 部長 大庭武志 福祉課 課長 羽田野美奈 福祉課 主幹 青谷哲也 福祉課 障がい福祉係 係長 松尾悠里
会 議	議 題 (内 容)	(1) 「第4期福津市障がい者計画」について（計画骨子、各種施策の検討） (2) 児童通所給付（放課後等デイサービス）の支給量調整について
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	2 名
	資料の名称	・次第 ・障がい者計画・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の素案（第1章）（第2章）（第3章） ・障害児通所給付決定事務等について ・障害児通所給付決定における標準支給日数の設定及び運用方針について ・障害児通所給付決定における標準支給日数の設定及び運用について（通知）（案） ・R9.3～標準日数を超える理由書【放デイ】（案） ・放課後等デイサービス等の「標準支給日数」の見直しと今後の運用について（案）
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録 ☒ 録音テープを使用した要点記録 ☐ 要点記録

	記録内容の確認方法 会議出席委員による確認 内容に相違ありません。 委員 ⑩ 委員 ⑩
その他の必要事項	なし
審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)	

1. 開会

2. 議事

(1) 「第4期福津市障がい者計画」について（計画骨子、各種施策の検討）

（第1章について事務局より説明）

・（勝野委員）（資料 P.4 の誤字について指摘）

⇒ 正しくは、「医療的ケア児を含む障がい児支援体制の整備に関して定める計画」。

・（小松委員）「表現として、障がいの「ある」に統一すべきではないか。障がいを「持つ」という言い方は、適切でない。本人が望む、望まないに関わらず、障がいはあるものである。」

⇒ 表現を「障がいのある」に統一する。（市青谷主幹）

・（占部委員）「P.2 で 1980 年代の「主な施策」に、「障害者基本法」とあるが、障害者基本法は、1993 年成立ではないか。」

⇒ 修正する。（市青谷主幹）

・（占部委員）「P.3 「障害者基本法」で、それまで「精神病」と言われていた精神障害が、初めて定義された。その後、1995 年に「精神保健福祉法」が制定された。これも大きな出来事なので、計画に記載してほしい。」

・（麻生委員）「P.4 の（2）であるが、「障がい福祉計画」で表記は合っているか。」

⇒ 表記は合っている。（市青谷主幹）

・（麻生委員）「P.7 の 6 で、アンケート調査に関する内容の記載があるが、アンケート調査内容の項目には触れないのか。」

⇒ この後の章で、内容に触れる。（市青谷主幹）

・（中山会長）「P.2 であるが、(1)は「障がい福祉に“対する”」となっているが、(2)は「障がい福祉に“関する”」となっている。違いはあるのか。」

⇒ 「関する」で統一する。（市青谷主幹）

・（中山会長）「P.3 であるが、2007 年に障害者権利条約署名とあるが、2014 年に批准している。2014 年には「国連」との記載があるが、2007 年には「国連」の記載がない。表記を統一すべきでは。」

⇒ 「国連」の記載はなくす表記に統一する。（市青谷主幹）

・（中山会長）「P.5 であるが、イメージ図に県のこども計画は絡めなくて良いのか。」

⇒ 確認する。（市青谷主幹）

・（中山会長）「P.7 の（4）であるが、「福津市内の団体」とあるが、福津市身体障害者福祉協会とあすなろ会以外の団体にも、アンケート調査を実施すべきではないか。」

・（中山会長）「P.7 に「市民意見公募（パブリックコメント）を実施」とあるが、何についてのパブリックコメントを実施したのか、明記されていない。記載すべきではないか。」

⇒ 計画策定に関するパブリックコメントであると明記する。（市青谷主幹）

（第2章について、事務局より説明）

・（勝野委員）「P.10 の（3）総人口に占める障害者手帳所持者割合の推移」について、グラフの見せ方が、手帳所持者が急増したような表現になっている。何か意図はあるのか。」

⇒ 大きな意図はない。必要であれば、見せ方を調整する。（市青谷主幹）

・（占部委員）「“障がい”の“がい”の字の表記についてであるが、法律用語、及び各障害者手帳の正式名称は、漢字の“害”表記である。標記の統一を行うべきではないか。」

⇒ 表記については、適切な表記に改める。（市青谷主幹）

・（勝野委員）「P.22、23 であるが、地域生活支援事業の日中一時支援事業や、移動支援事業については記載しなくて良いのか。」

⇒ 確認する。（市青谷主幹）

・（小松委員）「P.15 であるが、療育手帳については、A1・A2、B1・B2 の細かい区分があるが、標記について検討していただきたい。」

⇒ 確認する。（市青谷主幹）

・（木場委員）「18 歳以上で、初めて療育手帳を取得した人が何名いるのか、知りたい。」

・（中山会長）「いわゆる大人の発達障がいの方で、手帳を取得すると、精神保健福祉手帳なのではないか。」

・（中山会長）「P.24 の（4）に、「ほぼ支給決定の実績がありません。」とあるが、具体的にどういうことか。」

⇒ 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援については、申請自体がないので、支給決定の実績がない状況である。（市青谷主幹）

・（中山会長）「P.26 から P.27 であるが、特別支援学級の「学級」及び「教室」という表記についてである。表記の違いを明確化すべきではないか。「通級指導教室」であれば、「利用する」児童という表記が正しい。」

⇒ 表記の修正を行う。（市青谷主幹）

・（中山会長）「P.26 からの「9 障がい児の状況」とあるが、ここに「のびのび発達支援センター」に関する記載は行わなくて良いのか。「のびのび発達支援センター」の相談件数等も記載して良いかと思う。」

⇒ 記載について、子育て世代包括支援課に確認する。（市青谷主幹）

・（中山会長）「P.34 の（3）であるが、「需要は年々高まっています。」とある。しかしながら、この後、本協議会の議題（2）「児童通所給付（放課後等デイサービス）の支給量調整について」で支給量の調整をしようとしている。その整合性は、どのように説明するのか。」

⇒ 後に、障がい児福祉計画で支給量の見込値を提示することとなるが、支給量の増加はやむを得ないと見込んでいる。しかしながら、支給量の適正化も必須の課題として市は捉えている。両軸で取り組んでいく必要がある。（市羽田野課長）

・（木場委員）「「のびのび発達支援センター」は、障がいのある・なしに関わらず、利用できる施設である。「障がい児」の項目として記載するのは、適切ではないと考える。」

・（木場委員）「通級指導教室の教室数について、表記は正しいのか。現在の状況が反映されているのか。」

⇒ 所管課に確認したところ、通級指導教室は、令和 7 年度までは神興小学校のみであった。令和 9 年度から 3 か所に増える予定である。表記については、最新の状況を反映させている。（市羽田野課長）

・（中山会長）「福津市内の全中学校に通級の整備が整っているのは、充実していると思う。他市町でもあまり整っていないことだと思う。」

・（中嶋委員）「P.30 から P.31、P.34 において、意見である。一般就労の方と交流できるような、障がい児の将来の就労場所を確保してほしい。」

・（中嶋委員）「全体的な問題として、2040 年問題がある。障がいのある方の、「親亡き後」の生活について、具体的に計画中に記載してほしい。」

⇒ 「親亡き後」については、拠点整備を具体的にすすめている。拠点整備については、計画に具体的に記載する予定である。（市青谷主幹）

・（中嶋委員）「アンケート調査の中で、交通移動手段の充実を望まれる声が多い結果となっていたが、交通インフラの整備について計画中に記載できないか。」

・（中山会長）「P.31 の「障がい者支援の充実について」のグラフであるが、パーセンテージの高い順に並び変えることは可能であるか。その方が見やすい。」

⇒ 対応する。（市青谷主幹）

（第 3 章について、事務局より説明）

・（麻生委員）「基本理念については、案を公募する等の予定はないのか。」

⇒ 代案があれば意見として伺いたい。（市青谷主幹）

・（麻生委員）「P.38 からの「4 基本目標・分野別施策・施策の方向性」についてであるが、福津市は、障がいのある人との交流の機会が少なく感じる。障がい者スポーツの推進など、横のつながりがもっとほしい。」

・（勝野委員）「表記の仕方についてであるが、P.37 から 38 にかけて、「障がいのある子ども」との記載があるが、「児童」の表記が適切なのではないか。」

・（小松委員）「厚生労働省は、18 歳まで「児童」の表記を行うが、学校教育の現場では、「児童」は小学校に通う子どもを指す。このことから、「子ども」の表記が適切ではと考える。」

・（木場委員）「こども家庭庁の表記も、ひらがなで「こども」である。こどもの定義は、18 歳までではないと言う人もいる。表記の統一は行っても良いのではと思う。」

・（中山会長）「子どもの「子」はひらがな（＝“こども”）とする、で良いか。」

⇒ （一同賛成）

⇒ 福津市でも、こども計画を策定しているが、その中ではひらがなで「こども」と表記が統一されている。福津市こども課の課名も、以前からひらがな表記であった。こども計画との整合性もあわせて、検討したいと思う。（市羽田野課長）

・（中嶋委員）「P.36 の基本理念「誰もが自分色に輝ける共生のまち」というのは、良いフレーズだと思うが、重度の障がいのある方やその家族にとっては、「輝ける」という言葉がプレッシャーになるのではないか。「認め合う、支え合う、共生のまち福津」で、良いのではと思う。」

・（占部委員）「次回以降で良いと思うが、アンケート調査を実施する際、キーワード（理念）を募集しても良いのではと考える。障がいのある当事者の方が、理念を考えるというのも良いと思う。」

・（中山会長）「理念については、同じく引っ掛かっていた。「障がいの有無にとらわれず」という言葉を選ぶと、「障がい者計画」そのものが否定されるのではないか。」

・（中山会長）「P.38 「施策の方向性」において、「～の推進」、「～の解消」、「～の向上」との表記が続いているが、「インクルーシブ教育」は語尾にそういった単語がついていない。表記の統一の必要がある。」

・（中山会長）「同じく P.38 の 5 「自分らしく学び、働き、社会参加できる環境づくり」について、1 が「雇用・就業」で、2 が「文化・スポーツ・地域活動」となっている。趣旨から言うと、1 と 2 を入れ替えた方が良いのではないか。」

・（占部委員）「P.37 から 38 の表記について、「保護者」ではなく、「家族」にした意図は何か。」
⇒ 親やきょうだいを含む、障がいのある方を身近に支える人を意識した表記にした。（市青谷主幹）

・（木場委員）「まごころ製品の定義は何か。福津市が認定しているのか。」
⇒ 福岡県の取り組みである。「障がい者就労施設等で働く障がいのある人が心を込めて作る物品やサービス（役務）を総称して「まごころ製品」」と言う。（市青谷主幹）

・（勝野委員）P.38 ページの「障がい児を持つ家族支援」の箇所であるが、これは 2 ではないか。
⇒ 修正する。（市青谷主幹）

（2）児童通所給付（放課後等デイサービス）の支給量調整について

（事務局より説明）

・（中山会長）「これは、障害者施策推進協議会が協議できる範囲であるか。」
⇒ 福津市障がい者施策推進協議会規則第 2 条（2）にあるとおり、「障がい者及び障がい児の施策の推進に関する事項」として協議いただければと考えている。（市松尾）

・（木場委員）この理由だと通る、この理由だと通らないとか、担当者によって判断が異なる可能性があるのではないか。保護者の就労状況や対象児童の障害の程度は勘案されないのか。相談支援専門員が混乱するのが目に見えている。多くの保護者が、今までどおり利用したいと主張するだろう。理由書の書き方や、標準支給日数の内容等、市から説明していただく場を早めに設けていただけないか。

⇒ 月に１回、福津市内の相談支援事業所で集まるグループ会議がある。そのグループ会議で説明するか、別途説明会の場を設けることを検討する。（市松尾）

・（占部委員）理由書に、具体的な項目を予め市で記載いただけないか。また、相談支援専門員の理由書が市において通らなかったとき、市は障害支援区分認定審査会に諮るなどの対応をしてもらえるのか。

⇒ 項目の記載については、検討する。区分認定審査会で図ることについては、月１回しか開催されない上に、審査会委員の拘束時間等もあり、現実的に難しいと思われる。（市松尾）

・（占部委員）児童全員を対象としなくて良い。市において、理由書が通らなかった場合を想定している。行政だけで判断されるのは、公平性に欠けると思う。

・（木場委員）放課後等デイサービスの現場として、保護者から、働かなくてはいけないから、子どもの預け先がないと相談を受けることもある。理由書が通らなかったときの説明は、市がされるのか。相談支援専門員の対応には、限界がある。

⇒ 決定内容の説明が必要であれば、市へ問合せをいただいて構わない。（市松尾）

・（木場委員）相談支援事業所としての意見と、放課後等デイサービス事業所としての双方の意見がある。相談支援専門員は、理由書の記載のために、事業所や保護者との調整に時間を割かなければならない。一方で、放課後等デイサービス事業所としては、レスパイトの側面をどこまで認めるかという課題もあると考えるし、特性の強い児童や、学童で受入れてもらえなかった児童、母親に暴力を振るって家で見られないという児童が、事業所の容量により、週１回や２週間に１回という利用しかできていない状況もある。そういった児童の受け入れができるようになれば良いと考える。課題はあるが、標準支給日数の設定は、放課後等デイサービス事業所としては助かる面もある。

・（中山会長）市としては、会議体を作るつもりはないということによろしいか。

⇒ 次年度から、福津市単独で自立支援協議会を立ち上げる。自立支援協議会の場を会議体とし、協議していくというのも一つの方法だと思う。そういった仕組みづくりを検討したい。（市羽田野課長）

・（占部委員）支給量の適正化は必要だと思うが、通所先事業所の受けられる容量があって、通所する児童の優先順位をつけなければならないとする。その場合、こういった視点から優先順位をつけるのか。公平性、客観性、中立性がそろった理由を行政が説明できないといけないと思う。その仕組みはきちんと行政が整えておかないと、後に大きな問題になると思う。

・（中山会長）この方針について、認めますということによろしいでしょうか。

（委員承認）

【 閉会 】